

川越市議会第3回定例会請願文書表

令和7年6月3日開会の定例会に受理した請願は、次のとおりにつき報告いたします。

請願第2号

「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
(総務財政常任委員会に付託)

詳細は別紙印刷のとおりです。

請願第2号

受理年月日

令和7年6月9日

件 名

「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

住 所 川越市川鶴3-4-9

提出者 再審法改正を求める入間地区住民の会

氏 名 代表者 南 雲 武 雄

紹 介 議 員

高 橋 剛

神 田 賢 志

伊 藤 正 子

川 口 知 子

吉 敷 賢一郎

小 林 透

「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

請願趣旨

えん罪は「国による最大の人権侵害である」として「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」が去る２０２５年２月１９日、埼玉県議会において全会一致で可決されました。

昨年無罪判決があった袴田巖さんの再審でも、現行の再審規定の不備のため、判決まで相当長い期間がかかってしまいました。すなわち、検察官による証拠開示が不十分だったこと、検察官の抗告によって再審決定が一度覆るなど長期化につながったことなど、これらは再審規定の不備のために起きてしまったことです。

今もえん罪を訴え再審を請求している方は多くいます。私たちの地元で起こった狭山事件の石川一雄さんもその一人でした。残念ながらこの２０２５年３月１１日に石川さんは無念の思いを抱えたままお亡くなりになりました。事件から６２年、第３次再審請求をしてから１９年ほど経っています。もっと早くに証拠が開示されていたら、そして迅速な審理が行われていたら、と悔やまれます。

再審の手続きを明確に規定することは喫緊の課題です。検察官による証拠の開示が速やかに十分に行われるようにすること、検察官の不服申し立てなどによって審理が長期化しないような規定を含め、再審手続きを明確に決めることを求めたいと思います。

２０２４年３月から、柴山昌彦衆議院議員を会長とする、再審制度の見直しを求める超党派の国会議員連盟が始動し、加盟する議員が増えています。また、２０２５年３月には、法制審議会に再審規定を検討する部会が設置されました。機運の高まったこの機会を逸することなく、速やかに議員立法により再審規定の改正を実現してもらいたいと考えます。川越市議会の意見書によって、この動きの大きな後押しとなるよう期待しております。

ついては、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を国に提出していただくようお願いいたします。

２０２５年６月 ９ 日

請願者

住所 川越市川鶴３－４－９

団体名 再審法改正を求める入間地区住民の会

代表者 南雲 武雄

川越市議会議長 中村 文明 様

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による重大な人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後まもなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。現行法に基づく過去の再審事件では、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告によって手続が長期化したなどの課題が挙げられる。

また、1963年に発生した狭山事件においては、えん罪の可能性を指摘する声が強く上がっている。

えん罪を減らすことはできても絶対に無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにもかかわらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。

一方で、2024年3月から再審制度の見直しを求める超党派の国会議員連盟が始動し、2025年3月には法制審議会に再審規定を検討する部会が設置された。よって、国においては、改正機運の高まったこの機会を逸することなく、これら課題を踏まえ必要な検討を進めた上で、できるだけ速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

川越市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣 宛